

京都市告示第193号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、
桂川緑地久我橋東詰公園の供用を停止します。

平成22年8月9日

京都市長 門川大作

1 供用を停止する施設及び期限

第1球技場	平成22年8月15日まで
第3球技場 3面のうち1面	平成22年8月15日まで
運動場兼ソフトボール場	平成22年8月15日まで

2 供用停止理由

平成22年7月の降雨によるグラウンド冠水の復旧工事のため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)